

大和市公告第72号

大和市郷土民家園条例（平成6年大和市条例第8号）第3条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

令和2年8月14日

大和市長 大 木 哲

1 施設の概要

- (1) 名 称 大和市郷土民家園（以下「民家園」という。）
- (2) 面 積 3,759.20㎡
- (3) 位 置 大和市上草柳629番地1
- (4) 建物の概要 市指定重要文化財の民家2棟、管理棟1棟及び附属施設

2 申込期間

令和2年8月17日（月）から同年10月5日（月）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 申込場所

大和市文化スポーツ部文化振興課

4 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

5 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

- (1) 民家園の保存、公開及び活用に関する業務
- (2) 入園に関する業務
- (3) 民家園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

6 申込みの資格

- (1) 法人その他の団体であること（個人による応募は不可）。
- (2) 募集要項に定める欠格事項に該当しないこと。

7 選定の基準

- (1) 民家園を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 文化財保護に対して理解と熱意があり、民家園の効用を最大限に発揮するものであること。

- (3) 民家園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 民家園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める事項

8 その他

詳細は、募集要項による。